

第二次塩尻市役所地球温暖化対策実行計画
地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

【令和3年度改訂版】

塩尻市

目次

1	実行計画策定の背景	1
(1)	国際的な動向と日本の対応	1
(2)	塩尻市の状況と取組	2
2	実行計画の基本的事項	3
(1)	計画の目的	3
(2)	計画期間	3
(3)	計画の対象とする事務及び事業の範囲	3
(4)	計画の対象とする温室効果ガスの種類	3
(5)	上位計画や関連計画等との位置づけ	4
3	温室効果ガスの排出量の状況	5
(1)	基準年（2013年度）の温室効果ガス排出量	5
(2)	温室効果ガス排出量の推移	6
4	温室効果ガスの排出削減目標	8
(1)	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標	8
5	目標達成に向けた取組	9
(1)	取組の基本方針	9
(2)	削減目標と具体的な削減シナリオの体系について	9
(3)	具体的な削減シナリオについて	10
(4)	積極的な取組による削減シナリオについて	11
6	進捗管理体制と進捗状況の公表	14
(1)	推進体制	14
(2)	進捗状況の点検、評価	14
(3)	公表	14

参考資料

- (1) 施設別温室効果ガス排出量

1 実行計画策定の背景

(1) 国際的な動向と日本の対応

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、日本においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が生じております。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガス排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

日本では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、日本の中期目標として、日本の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

日本政府は、令和2年10月に「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」ことを宣言し、国会では令和2年11月に、気候非常事態宣言を可決、採択しました。令和3年10月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年カーボンニュートラルの達成という長期目標と、2030年度の中期目標として温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらには50%の高みに向けて挑戦を続けるという新たな削減目標が位置づけられました。なお、地方公共団体の事務・事業が該当する「業務その他部門」は、約51%削減が目標となっています。

(2) 塩尻市の状況と取組

平成30年3月に、「塩尻市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の見直しを行い、2023年度までに2013年度比で6.5%以上削減することを削減目標としております。この数値目標は、現在の世界や日本の削減目標から乖離していることから、今回見直しを行います。

設定した削減目標を達成するため、2002年に認証取得したISO14001環境マネジメントシステムを活用し、保育園や小中学校を含む59施設において取組を行っています。この中で、電力使用量等の目標値を定め、省エネ研修を平行して行っております。

令和2年に「塩尻市環境基本計画」と「塩尻市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の見直しを行い、2023年度までに塩尻市内から排出される二酸化炭素量を18.0%以上削減(2013年度比)する短期目標、2030年度までに同26%削減する中期目標、2050年度までに同80.0%削減する長期目標を設定しており、市民、事業者、市の取組方針を定めています。

2 実行計画の基本的事項

(1) 計画の目的

第二次塩尻市役所地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、塩尻市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 計画期間

計画期間は、本市の最上位計画である第五次塩尻市総合計画と整合させ、第二次塩尻市環境基本計画及び塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標年度とも整合を図るため、次のように設定します。

計画期間:2018 年度(平成 30 年度)から 2023 年度(令和 5 年度)まで(2 年間) 基準年度:2013 年度

(3) 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本実行計画の対象とする範囲は、市が行う事務及び事業に関する事項を対象とします。

(4) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

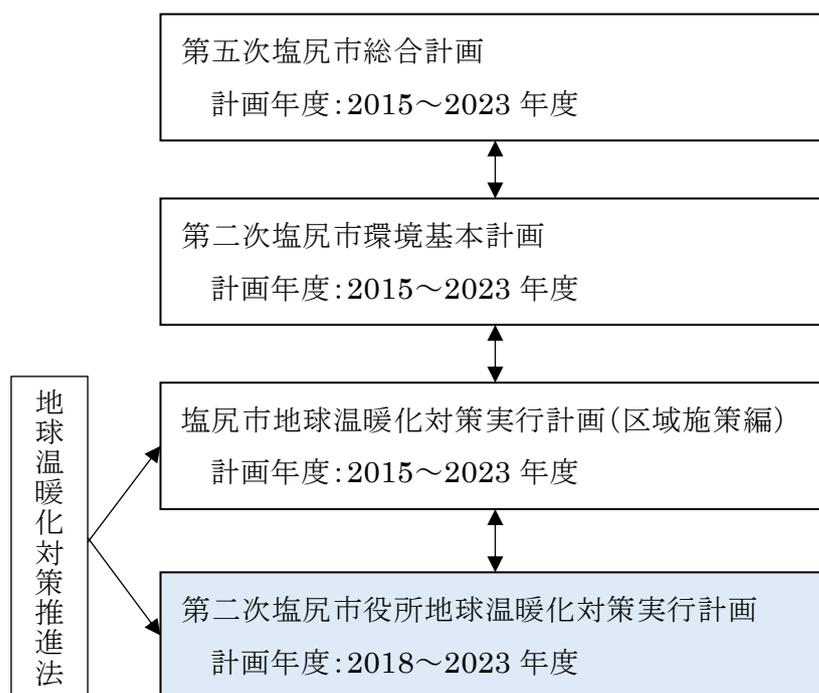
本実行計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項において規定されている 7 種類のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素 (CO₂) のみとします。

表 2-1 温室効果ガスの種類と主な発生源等

ガス種類	主な発生源等	対象
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガスで化石燃料の燃焼等	○
メタン	廃棄物の埋め立て、下水処理、稲作や家畜等	×
一酸化二窒素	廃棄物の焼却、下水処理、農業等	×
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等	×
パーフルオロカーボン	半導体の製造プロセス等	×
六フッ化硫黄	半導体の製造プロセス等	×
三フッ化窒素	変電設備に封入される電気絶縁ガス等	×

(5) 上位計画や関連計画等との位置づけ

本実行計画は、次の図に示すとおり、関連する他の計画との整合を図り、地球温暖化対策への実効性をより一層高めます。



3 温室効果ガスの排出量の状況

(1) 基準年（2013年度）の温室効果ガス排出量

塩尻市の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量は、基準年度である2013年度において、11,408.8t-CO₂となっています。

排出要因としては、施設の照明や冷暖房等で消費される電力によるものが78%近くを占め、次に暖房用として使用される灯油によるものとなります。なお、電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定係数は、0.516t-CO₂/千kWhです。

表 3-1 基準年の温室効果ガス排出要因と排出量

排出要因	使用量等	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	温室効果ガス 割合 (%)
電力	17,166,527 kWh	8,857.9	77.6
灯油	675,581 L	1,682.2	14.8
LPG	66,561 m ³	435.3	3.8
A重油	91,519 L	248.0	2.2
ガソリン	65,292 L	151.5	1.3
軽油	13,127 L	33.9	0.3
合計		11,408.8	100.0

(2) 温室効果ガス排出量の推移

基準年である 2013 年度以降の二酸化炭素排出量を、次にまとめます。なお、この数値は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく定期報告書の値となります。

基準年である 2013 年度以降、社会福祉センターや柏茂会館の廃止など施設の統廃合を進め、保育園の改修工事等に合わせてペレットストーブや LED 照明を導入しております。電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定係数も年々減少してきており、これらの効果により二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、体育館等の貸館業務を行っている施設の電力使用量が減少しました。また、天候等の影響により、農業用水施設の電力使用量が大幅に減少したことから、二酸化炭素排出量は大幅に減少しました。

表 3-2 二酸化炭素排出量の推移

	2014 年度 (H26 年度)	2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)
市長部局	7,405	7,019	6,684	6,601
教育委員会部局	3,577	3,421	3,612	3,665
合計	10,982	10,440	10,296	10,266
対基準年削減率 (%)	3.7	8.5	9.8	10.0
電気排出係数	0.509	0.497	0.486	0.482

	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)
市長部局	6,521	5,766	5,301
教育委員会部局	3,634	4,411	3,074
合計	10,155	10,177	8,375
対基準年削減率 (%)	11.0	10.8	26.6
電気排出係数	0.476	0.457 (一部 1.071)	0.431

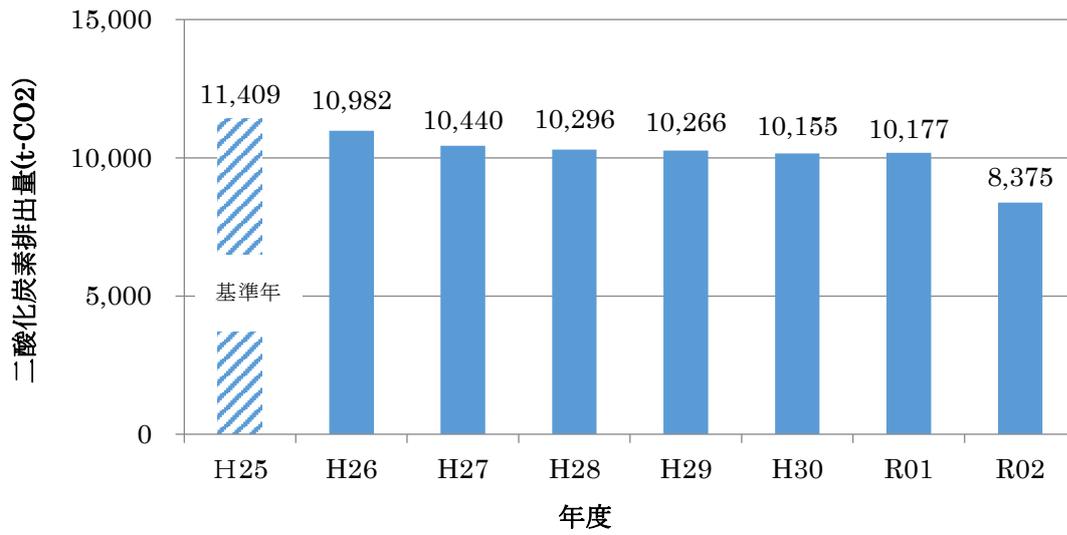


図 3-1 二酸化炭素排出量の推移グラフ

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標

本市の二酸化炭素排出量削減目標は、塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び国の地球温暖化対策計画の削減目標を基に、次のとおり設定します。

本実行計画の期間は2023年度までですが、中長期的に国の示す削減目標を達成することを目標とします。

本計画における取組による二酸化炭素排出量削減目標値は、2020年度の実績値から2030年度の中期目標値である△2,785t-CO₂とします。

表 4-1 二酸化炭素排出量削減目標

	基準年度 2013年度	実績値 2020年度	中期目標 2030年度	長期目標 2050年度
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	11,409	8,375	5,590	2,282
削減率	-	26.6	51.0	80.0

5 目標達成に向けた取組

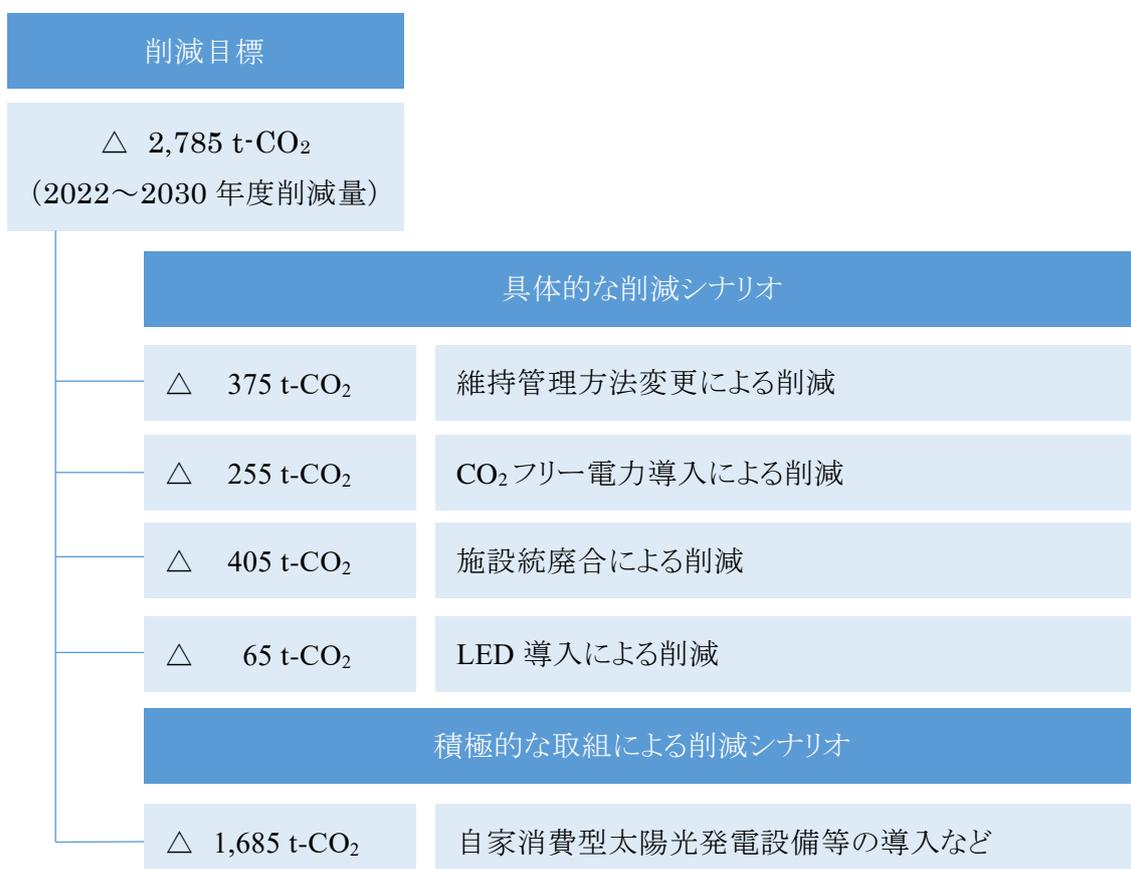
(1) 取組の基本方針

市役所の施設ごとの二酸化炭素排出量を算出し、削減効果の大きいものから、具体的な対策を実施してまいります。

本市は、2002年（平成14年）にISO14001の認証を取得し、積極的に環境改善活動や環境負荷低減活動に取り組んでいます。ISO14001による取組を着実に実施していくことは、職員一人ひとりが、日常業務活動の中で、率先的に環境に配慮した行動を実践することにつながり、本市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスを削減していくための有効な手段のひとつであると考えられます。このことから、本実行計画の推進のためISO14001環境マネジメントシステムを活用した温室効果ガスの削減を目指すものとします。

また、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議より地域脱炭素ロードマップが公表され、2030年までに集中して行う取組と施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示されました。この中の重点施策について、積極的に取り組んでいくものとします。

(2) 削減目標と具体的な削減シナリオの体系について



(3) 具体的な削減シナリオについて

No	取組内容	実施部門	CO ₂ 削減量
ア	維持管理方法変更による削減		375 t-CO₂/年
ア-1	塩尻市浄化センターへ省エネルギー機器を導入する	下水道課	110 t-CO ₂ /年
ア-2	市民交流センターの冷暖房運転方法を変更する ・省エネルギーセンターの活用 ・エネルギー管理標準の作成	市民交流センター	100 t-CO ₂ /年
ア-3	小中学校の冷暖房運転方法を変更する ・省エネルギーセンターの活用 ・サーキュレーター等の活用	教育総務課	165 t-CO ₂ /年 (10%削減)
イ	CO₂フリー電力導入による削減		255 t-CO₂/年
イ-1	塩尻市役所本庁舎へCO ₂ フリー電力を導入する	公共施設マネジメント課	255 t-CO ₂ /年
ウ	施設統廃合による削減		405 t-CO₂/年
ウ-1	農業集落排水処理施設	下水道課	280 t-CO ₂ /年
ウ-2	檜川中学校	教育総務課	46 t-CO ₂ /年
ウ-3	旧檜川支所・旧図書館檜川分館	地域づくり課	68 t-CO ₂ /年
ウ-4	宗賀児童館	教育総務課	6 t-CO ₂ /年
ウ-5	檜川体育館	社会教育スポーツ課	5 t-CO ₂ /年

No	取組内容	実施部門	CO ₂ 削減量
エ	LED 導入による削減		65 t-CO₂/年
エ-1	総合文化センター	社会教育スポーツ課	25 t-CO ₂ /年
エ-2	保健福祉センター	福祉課	25 t-CO ₂ /年
エ-3	都市公園	都市計画課	15 t-CO ₂ /年
エ-4	その他すべての施設 ・蛍光灯式の照明機器が生産終了となっているため、早急にLED化を推進する	全部課	－ t-CO ₂ /年

(4) 積極的な取組による削減シナリオについて

No	取組内容	主担当部門
オ	施設省エネ化の推進	
オ-1	施設の新設・改築・更新時にゼロエネルギー化を検討する	全部課
オ-2	小中学校の長寿命化工事において、断熱化など省エネ対策を実施する	教育総務課
オ-3	省エネ効果の高い機器の導入を検討する	全部課（水道事業部）
オ-4	県産木材の利用を推進する ・建築物等に木材を利用することは「都市等における第二の森林づくり」となる ・「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」の適用	全部課
オ-5	計画推進に使える財源を庁内に周知する	財政課

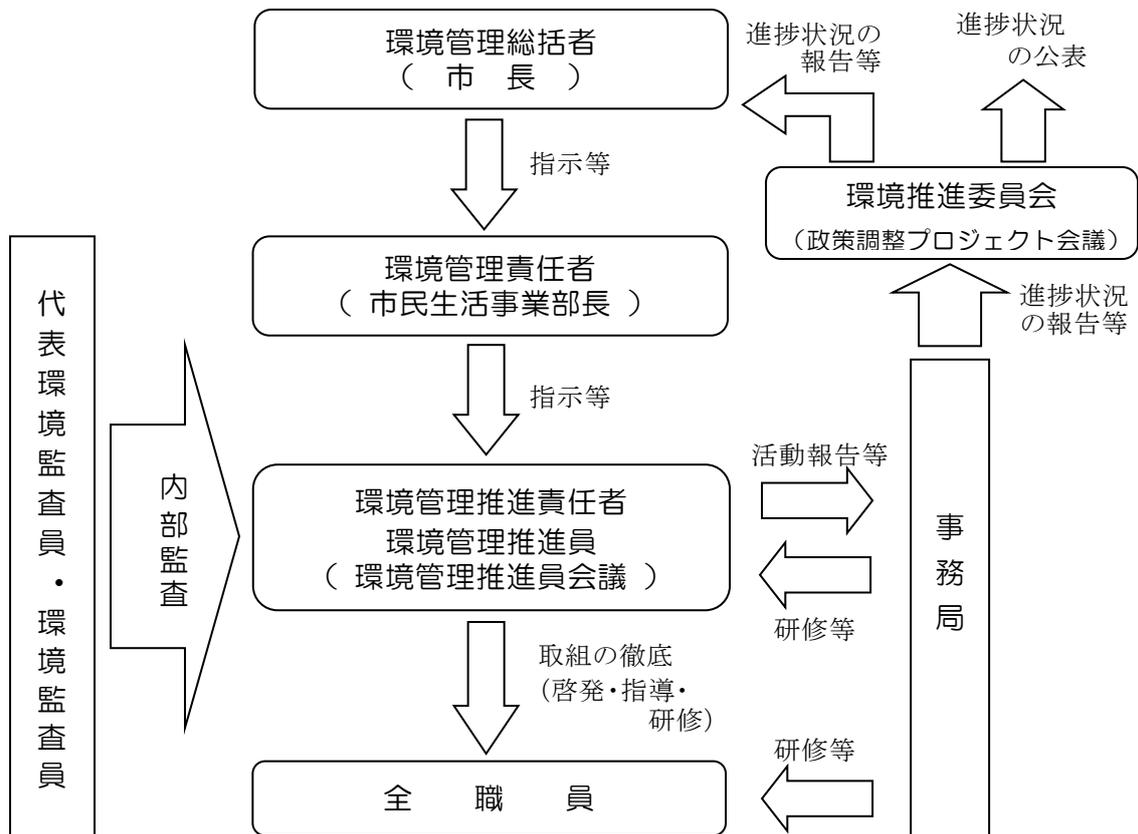
No	取組内容	主担当部門
カ	再生可能エネルギーの利活用	
カ-1	既施設を含め、自家消費型太陽光発電設備を設置する	全部課
カ-2	PPA モデルの活用を検討する	全部課
キ	環境に配慮した業務の推進	
キ-1	施設統廃合を推進する	全部課
キ-2	ペーパーレスを推進する <ul style="list-style-type: none"> ・印刷管理システムの運用 ・文書管理システムの運用 ・人事 DX（職員の申請手続きのデジタル化など） ・オフィス改革推進事業 ・議会 DX（市議会議員資料のデジタル化など） ・財務会計事務の電子化 	デジタル戦略課 総務人事課 総務人事課 総務人事課 議会事務局 財務会計事務スマート化推進チーム
キ-3	テレワークを推進する	総務人事課
キ-4	情報プラザサーバーームの設定温度の変更を検討する	デジタル戦略課
キ-5	アウトソーシングを推進し、作業時間を削減する（基幹系共同化）	デジタル戦略課
キ-6	RPA を活用し、残業時間を削減する	全部課
キ-7	環境配慮契約法を遵守する <ul style="list-style-type: none"> ・電気の契約の際には温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を考慮する 	全部課
キ-8	漆器製品の積極的利用を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・「自然原材料（漆）利用」「製造工程における CO₂ 排出ゼロ」「お直し可能」など、100 年の利用が可能であることから、積極的な活用を推進する。 	産業政策課

No	取組内容	主担当部門
ク	公用車として次世代自動車等の導入及び台数削減	
ク-1	電気自動車やハイブリッド自動車を導入する	全部課
ク-2	排気量の小さい自動車を導入する	全部課
ク-3	公用車を削減する（シェアシステムの検討）	公共施設マネジメント課
ケ	オフィス環境の改善	
ケ-1	2重窓等の導入を検討する ・ポリカーボネート板等を使った安価な2重窓の設置 ・緑のカーテンの設置	全部課
ケ-2	扇風機・サーキュレーターを活用する	全部課
コ	廃棄物の削減	
コ-1	保育園や小中学校の給食残さの堆肥化を図る	保育園、小中学校
コ-2	ごみ分別を徹底する	全部課
サ	職員の日常活動の取組	
サ-1	ISO14001を活用した職員研修を実施する	生活環境課
サ-2	ペーパーラボにより省資源化を図る	全部課
サ-3	アイドリングストップ等のエコ・ドライブを推進する	全部課
サ-4	不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切る	全部課
サ-5	通勤時に公共交通機関を利用する	全部課
サ-6	出張時に公共交通機関を利用する	全部課
サ-7	グリーン購入法を踏まえた製品の購入を促進する	全部課
サ-8	クールビズ・ウォームビズのさらなる推進を図る（軽装執務の実施）	総務人事課

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本実行計画の進捗に係る組織及び進捗体制は、ISO14001 環境マネジメントシステムの推進体制を活用するものとし、これに該当しない施設についても同様の取扱いとします。



(2) 進捗状況の点検、評価

- ア 各施設等を所管する課等の長は、定期的にその施設等の取組状況を把握し、その結果を事務局（生活環境課）に報告する。
- イ 事務局は、各施設の電力使用量や取組状況等を取りまとめ、省エネ法で定める定期報告書を作成し、その結果を環境推進委員会に報告する。
- ウ 環境推進委員会は、その結果の評価を行い、環境管理総括者（市長）に報告する。
- エ 環境管理総括者（市長）は、次年度の取組について見直しの指示を行う。

(3) 公表

温室効果ガス排出量及び削減率等については、毎年公表している環境白書に掲載し、市ホームページ等を通じて市民に公表するものとする。